

○豊中市同和問題解決推進協議会規則

平成16年5月31日

規則第53号

改正 平成17年3月31日規則第3号

平成19年3月23日規則第1号

平成23年3月25日規則第5号

平成27年3月25日規則第20号

平成29年11月20日規則第65号

令和5年3月22日規則第14号

(目的)

第1条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例（昭和28年豊中市条例第38号）第2条の規定に基づき、豊中市同和問題解決推進協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営その他協議会について必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 協議会は、市長の諮問に応じて、同和問題の解決についての諸課題について調査審議し、その意見を答申するものとする。

(組織)

第3条 協議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 本市における同和問題に精通している者
- (3) 市民

3 前項第3号に掲げる委員は、公募により選考する。ただし、応募がなかったときその他やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、前条第2項第3号の委員を除き、再任されることができる。

3 市長は、特別の理由があると認める場合は、第1項の規定にかかわらず、委員を解嘱することができる。

(会長)

第5条 協議会に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、協議会の事務を総理し、協議会を代表する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の定めた委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 協議会が必要と認めるときは、協議会に部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長が指名する委員で組織する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に所属する委員のうちから会長が指名する。
- 4 部会長は、部会における審議状況及び結果を協議会に報告しなければならない。

(関係者の出席等)

第8条 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、市民協働部人権政策課において処理する。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

- 1 この規則は、平成16年6月1日から施行する。
- 2 会長及びその職務を代理する者に事故がある場合その他会長の職務を行う者がいない場合における協議会の招集及び会長が決定されるまでの協議会の議長は、市長が行う。
- 3 他の規則の一部改正〔略〕

附 則 (平成17年3月31日規則第3号抄)

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月23日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成23年3月25日規則第5号抄)

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。
附 則（平成27年3月25日規則第20号抄）
- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
附 則（平成29年11月20日規則第65号）
この規則は、平成29年11月27日から施行する。
附 則（令和5年3月22日規則第14号抄）
- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。